

施設利用料金一覧表（令和1年10月1日現在）

北毛青少年自然の家（円）

施設			宿泊研修（1泊3食）1人あたり				1団体1回あたり						キャンプ場		
			和室1泊 ※1	食事代 3食	シーツ 洗濯代	合計	第1研修室		第2研修室		体育館		使用料 ※2	テント 1張1泊	
							昼	夜	昼	夜	昼	夜			
県内	甲類	未就学児	減免	1,990	150	2,140	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	
		小学生		2,090	150	2,240									
		中学生・高校生		2,220	150	2,370									
		学校等の教育活動の引率者・指導者		2,220	150	2,370									
		青少年育成目的で高校生以下の指導者		300 (500)	2,220	150									2,670 (2,870)
	乙類	高校生以下	減免	略 上記参照			620	830	1,030	1,250	1,030	1,250	200	410	
	その他	620 (820)	2,220	150	2,990 (3,190)										
県外	甲類	未就学児	830 (1,030)	1,990	150	2,970 (3,170)	300	410	510	620	510	620	100	200	
		小学生		2,090	150	3,070 (3,270)									
		中学生以上		2,220	150	3,200 (3,400)									
	乙類	830 (1,030)	2,220	150	3,200 (3,400)	620	830	1,030	1,250	1,030	1,250	200	410		
食事代（内訳）				区分		未就学児		小学生		中学生以上					
				朝食		530		550		580					
				昼食		600		620		690					
				夕食		860		920		950					
				3食合計		1,990		2,090		2,220					

注) ※1 宿泊料の( )内は、冬期(11月～3月)料金です。(暖房料200円を加算)

※2 キャンプ場使用料は、日帰り、1泊ともに同一料金です。

※3 県内乙欄の高校生以下の施設利用料は、高校生以下だけによる使用の場合、免除になります。

○宿泊料や研修室・体育館・キャンプ場使用料は、群馬県の条例で定められています。

○「学校等」とは、保育園・幼稚園・認定こども園・学童クラブ・小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校等のことをいいます。

○団体区分は次のとおりです。

甲類とは、次のいずれかの団体です。

- ・高校生以下の者及びその引率者・指導者を含む団体
- ・青少年の健全育成を目的とし、高校生以下の者を指導する者の団体（営利目的でないもの）

乙類とは、甲類以外の団体で、高校生以下の者を指導しない者や営利目的の団体を含みます。

○「昼」とは、9:00～17:00まで、「夜」とは、17:30～22:00までの時間帯をさします。

○諸経費について

シーツ等クリーニング代、野外炊飯まき代等、活動に応じた実費をご負担いただきます。

○グラウンドは、当施設の利用団体を優先し、無料で利用できます。

○「減免」とは料金免除であり、対象は次のとおりです。免除を受けるには「減免申請書」の提出が必要です。

使用料・宿泊料が免除される場合		免除の額・対象
①	県が主催または共催する事業に使用するとき	全額
②	県内に所有する学校等が教育活動として使用するとき	全額
③	県内に在住または県内に所在する学校等に通学する高校生以下の者が使用するとき	宿泊料
④	身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳もしくは療育手帳の交付を受けた者及びその介助者1名が使用するとき	宿泊料
⑤	その他所長が特別の理由があると認めるとき	県教育長が個別に定める額

※注) ②学童クラブ・保育所等で、教育活動以外の引率者は減免に該当しません。

③県内のスポーツ少年団や子ども会等では、引率者(保護者)は減免に該当しません。

○料金のお支払い

- ・施設使用料、シーツ等クリーニング代、体験活動代金については、退所日に管理係へお越しいただき、現金でお支払いください。(納付書及び請求書にて、後日お支払いいただくことも出来ます。)
- ・食事代は、食堂へ直接、現金でお支払いください。(口座振込も対応可。)